新型コロナウイルス感染症に係る
事業者における対策と対応例
（2020 年 12 月 24 日現在）

公益社団法人　日本不動産鑑定士協会連合会
企　　画　　委　　員　　会

【はじめに】

新型コロナウイルスは、令和2年に入って感染拡大が続き、一時は国から緊急事態宣言も出たものの夏場は一旦落ち着いた感があった。しかし、冬に入り、感染が再拡大している状況にある。この新型コロナウイルスの対策として、国では「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」において、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着を求めている。

このような状況を踏まえ、本会では、各都道府県不動産鑑定士協会の運営等に参考としていただく目的で作成している「新型コロナウイルス感染症に係る事業者における対策と対応例」を改訂し、改めて感染防止対策の徹底を求めるものである。

【概要】新型コロナウイルス感染症に係る事業者における対策と対応例

1．基本的な感染予防対応の徹底

（1）咳エチケット、こまめな手指消毒、3密（密集場所、密閉空間、密接場面）の回避などの基本的な感染予防策を徹底して行う。

（2）全従業員に対し、マスクの着用を徹底させる。

（アメリカ疾病予防管理センター（ＣＤＣ）は4月上旬、「（アメリカ国内の）公共の場においてはマスクを着用すべき」と方針転換。）

（3）自社で感染者（感染疑い者）が出た場合の対応を具体的に定めておく。

2．感染予防に資する業務形態の導入

（1）緊急事態宣言が出た場合、対象地域においては、在宅勤務を推進する。それ以外の地域でも、在宅勤務のほか、時差出勤などを活用し、感染機会を減らす取組みを継続する。

（2）従業員を出社させる場合、職場では、「スプリットオペレーション（交代勤務）」、「業務中の対人距離確保（2mルール）」、等を導入し、感染機会を減らす取組みを行う。

（3）既に在宅勤務や時差出勤などの業務形態を導入している事業者は、それに伴う業務上の不都合や課題などを現場から集約・分析のうえ、改善のための方策を検討・実行する。

3．緊急事態宣言対象地域においての限られた要員による業務遂行

（1）緊急事態宣言が出た場合、対象地域では、出勤者を70％削減することを、事業者の「社会的責任」として捉え、経営者は明確に出勤者削減の方針を示す。

（2）継続すべき重要業務と不要不急業務の区別を行い、不要不急の業務は、可能な限り停止または在宅で行う。先述のとおり、出勤して重要業務に従事する要員は70％削減する。

（3）重要業務については、職場で感染者（および濃厚接触者）が発生した場合でも継続できるよう、職場への業務支援体制（2交代制など）を具体的に検討しておく。

（4）自社業務において重要な取引先（重要なサプライヤーや委託先等）のうち、財務面で脆

弱な先については、新型コロナウイルスによる影響の程度を随時モニタリングしておく。

4．その他

（1）アメリカやヨーロッパの一部の国では、感染者の増加率に一時鈍化の兆しがあったが、冬に入り感染が再拡大している。それら地域と取引のある事業者は、相手方の国の状況に応じて、業務の中断、中止、再開等に備える必要がある。

（2）業績に大きな影響を受ける事業者に対して、国・自治体からの助成が整備されてきていることから、それら情報の収集と助成・支援等の申請を行う。

（1）新型コロナウイルスへの感染予防策や業務継続策を考える前に

① 感染症と事故・自然災害の違い

事故・自然災害等と感染症では、発生後の時間経過に伴う業務量の変化に下図のような違いがある。

感染症においては、発生後の対応を一概に初動と復旧の２フェーズに分類できないことから、各種情報に基づき事業継続レベルを決定し、事業継続レベルに応じた各種対応を遂行することが肝要となる。

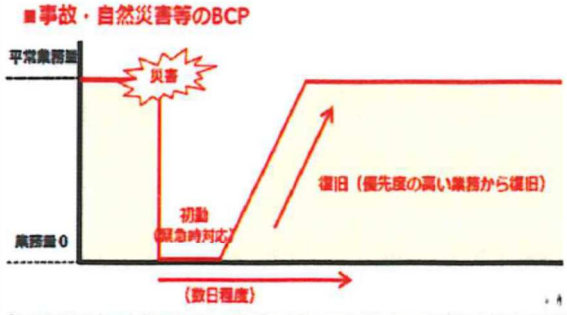

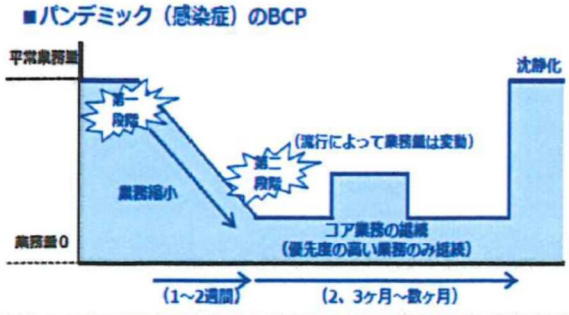

項目	事故・自然災害等	パンデミック（感染症）
被害の対象	建物・設備等、社会インフラへの被害が大きい	**人への健康被害が大きい**
地理的な影響範囲	被害が地域的・局所的 ⇒代替施設での操業や取引事業者間の補完可能	被害が国内全域、全世界 ⇒代替施設での操業や取引事業者間の補完不可能
被害の期間	過去事例等からある程度の影響想定が可能	長期化が想定されるが、不確実性が高く影響予測が困難
被害発生と被害制御	兆候がなく突発する 事後に被害量を制御することは不可能	海外で発生した場合、国内発生まで準備可能 **感染防止策により被害量が変動**
事業継続の方針	事業の継続・早期復旧	**感染リスク、社会的責任、経営面等を総合的に勘案した事業継続のレベルの決定と遂行**

【ＭＳ＆ＡＤインターリスク総研㈱ 作成資料】

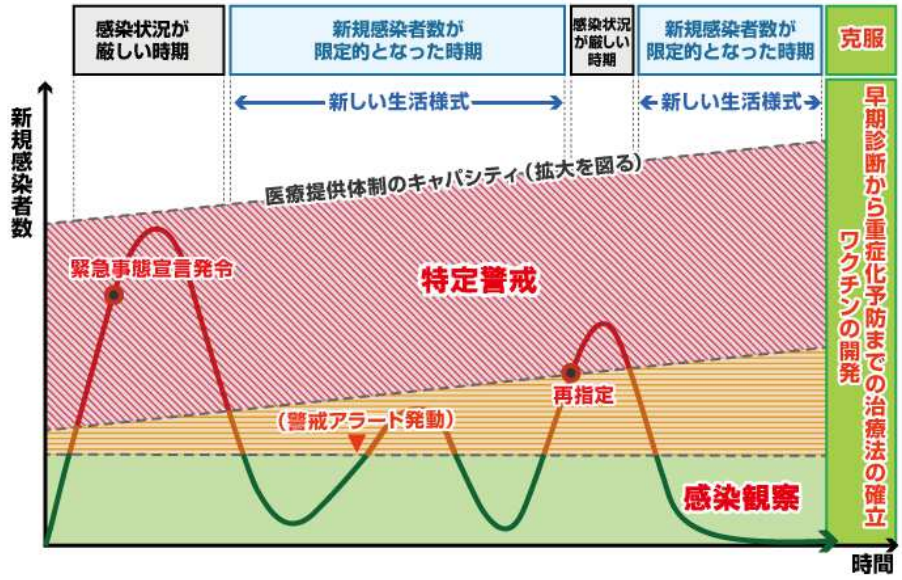

【地域別の新型コロナウイルス感染症対策（厚生労働省資料から）】

② 感染症対策（BCP）のポイント

感染症対策（BCP）では、❶従業員等の安全確保、❷事業継続、❸社会的責任の 3 点のバランスに配慮した対応が求められる。

その上で、感染症の特性や感染状況によって臨機応変な対応を検討する必要があるため、「どのような情報をトリガーとして」、「誰が」、「何を判断・指示するのか」を整備することが望まれる。

【ＭＳ＆ＡＤインターリスク総研㈱ 作成資料】

また、経団連が取りまとめた「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040_guideline1.html) においても次のような感染予防対策の体制構築を推奨している。

・経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
・感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
・国・地方自治体・業界団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。
・総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取りなどに協力する。

以上を踏まえたうえで、事業者レベルで「どんな時に何を参考として対応すべきか」の参考となる考え方と対応例を提示する。

【参考資料】

◆新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
（新型コロナウイルス感染症対策本部決定 2020/5/25 変更）
https://www.fudousan-kanteishi.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/05/hosinhenkou_r20525.pdf

◆新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省 HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

◆BCM ニュース ＜新型コロナウイルス情報＞新型コロナウイルス（新型肺炎）最新情報」
（ＭＳ＆ＡＤインターリスク総研㈱ ）
https://www.irric.co.jp/pdf/risk_info/bcm/2020_sp08.pdf
https://www.irric.co.jp/pdf/risk_info/bcm/2020_sp09.pdf

◆今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について
（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長名発出文書　2020/08/13）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_0811.pdf

◆年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について
（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室発出文書　2020/12/11）
https://www.fudousan-kanteishi.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/12/betten_ryuuijikou.pdf

◆職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について
（厚生労働省労働基準局労働衛生課　2020/11/27）
https://www.fudousan-kanteishi.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/12/syokubakanri_20201217.pdf

（2）職場の感染予防策

① 対人距離の保持を奨励

不要不急の外出を避け、不特定多数の者が集まる場所には極力行かないように従業員に要請する。

厚生労働省によると、集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」である。

換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けるようにする。

また、経団連が取りまとめた「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」での勤務に関する対人距離の保持について講じるべき具体的な対策を踏まえ、感染の防止を図る。

・従業員が、できる限り２メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、人員配置について最大限の見直しを行う。
・外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかないようにする。（※）
・飛沫感染防止のため、座席配置などは広々と設置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも最低１メートルあけるなどの対策を検討する）。
・人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。

※時差出勤やテレワークによる在宅勤務が有効。

② 換気の徹底

厚生労働省によると、「換気が悪い空間」としないため、職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、換気設備を適切に運転・管理し、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされていることを確認することを求めている。

また、職場の建物の窓が開閉可能な場合は、１時間に２回程度、窓を全開して換気を行うこと。

・窓が開く場合１時間に２回以上、窓を開け換気する。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。

③感染の防止

下記の厚生労働省の示す考え方のとおり、感染防止策を励行する。

・物品・機器等（例：電話、ＰＣ、フリーアドレスのデスク等）については複数人での共用をできる限り回避すること。
・事業所内で労働者が触れることがある物品・機器等について、こまめに消毒を実施すること。
・せっけんによるこまめな手洗いを徹底すること。また、洗面台、トイレ等に手洗いの実施について掲示を行うこと。
・入手可能な場合には、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを職場に備え付けて使用すること。
・外来者、顧客・取引先等に対し、感染防止措置への協力を要請すること。

また、経団連が取りまとめた「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」での勤務に関し、講じるべき具体的な対策を踏まえ、感染の防止を図る。

・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。
・従業員に対し、勤務中のマスクなどの着用を促す。（※）
・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。

※マスクを持っていない従業員がいることが想定されることから、予め事業者が購入し、配付することが考えられる。

④ 不要不急の会議等の取りやめを指示

厚生労働省によると、集団感染が確認された場に共通するのは、❶換気の悪い密閉空間、❷多数の人の密集、❸近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声がある、という３条件（いわゆる「3 密」）が同時に重なった場である。

したがって、会議については WEB 会議による実施を中心に行う。

また、経団連が取りまとめた「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」での勤務（会議関係）に関し、講じるべき具体的な対策を踏まえ、接触感染の防止を図る。

・会議やイベントはオンラインで行うことも検討する。
・会議を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。また、椅子を減らした

り、机などに印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。
・総会については、事前の議決権行使を促すことなどにより、来場者のない形での開催も検討する。
・対面の社外の会議やイベントなどについては、参加の必要性をよく検討したうえで、参加する場合は、最小人数とし、マスクを着用する。
・出張は、地域の感染状況に注意し、不急の場合は見合わせる。
・外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録に残す。
・採用説明会や面接などについては、オンラインでの実施も検討する。

⑤ 勤務形態等の変更を指示

通勤回数を減らすことにより、感染リスクを減らす観点からのテレワークや時差通勤の積極的な活用によって可能な範囲で勤務形態を変更する。

また、経団連が取りまとめた「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」での通勤に関し、講じるべき具体的な対策を踏まえ、感染の防止を図る。

・テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休３日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
・自家用車等公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認することが考えられる。

また、勤務形態の変更に関する具体的な事業者の対応例は下記のものが考えられる。

・本社勤務の社員は電話対応１人／各課１名を除いて原則として在宅勤務を指示。
・シフト勤務制度を準用した時差出勤の導入。
・在宅勤務利用者の増加に伴う通信回線増強。
・在宅勤務の長期化に伴う通信費等の経費負担の明確化（業務に関する部分は会社で負担することを明確化）
・在宅勤務環境整備に必要な機材（モバイルルーター、モニター、机、いす）の貸し出し、または環境整備に要する相当額の手当支給
・電子決裁化によるペーパレス化・押印手続きの廃止（※押印手続きが在宅勤務のボトルネックとなっていることが多い）
・従業員の通勤距離の短縮化に資するオフィスの分散化

なお、テレワークを行うにあたっては、厚生労働省の「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」(https://www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf) などを参

照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する

⑥ 出社可否に関する指示（濃厚接触者、感染が疑われる者を除く一般の社員向け）

厚生労働省は、発熱などの風邪の症状があるときは、1）学校や会社を休むなど、外出を控える、2）毎日体温を測定して記録することを呼びかけている。

また、世界保健機関（WHO）では、❶咳や 37.3℃以上の熱がある場合は自宅に留まる、❷新型コロナウイルス感染症の軽い症状がある場合は自宅に留まる、❸少しでも熱があれば、熱が下がるまで自宅待機を推奨している。

なお、今後、国の緊急事態宣言が解除され、海外出張も可能となる状況になった場合で、感染が広く蔓延している国から帰国した従業員は熱がなくとも 14 日間自宅待機させる。

また、経団連が取りまとめた「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」での健康確保に関し、講じるべき具体的な対策を踏まえ、感染の防止を図る。

・従業員に対し、出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。

・発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、日本渡航医学会-日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」等を参考にする。
（https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf）
なお、症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

・上記については、事業場内の派遣労働者や請負労働者についても派遣事業者・請負事業者を通じて同様の扱いとする。

⑦ 上記①～⑥以外の職場での感染予防策

経団連が取りまとめた「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」では、下記の事項も感染防止のため講じるべき具体的な対策として提示していることから、参考にしたい。

【事業所内での休憩・休息スペース】

・共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。

・使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。

・休憩・休息をとる場合には、できる限り２メートルを目安に距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追設や休憩

時間をずらすなどの工夫を行う。
・特に屋内休憩スペースについては、スペース確保や、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
・飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努める。施設の制約などにより、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

【トイレ】
・便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
・トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
・ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

【設備・器具】
・ドアノブ、電気のスイッチ、手すり・つり革、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行う。
・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

※ 設備・器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

【オフィスへの立ち入り】
・取引先等を含む外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
・このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する事業者等に、オフィス内での感染防止対策の内容を説明するなどにより、理解を促す。
・名刺交換はオンラインで行うことも検討する。

（3）感染者発生時の対応

① 感染が疑われる者への対応

厚生労働省の見解によれば、感染が疑われる場合、❶最寄りの保健所等にある「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談し、❷相談センターの指示に従って医療機関を受診する際は、公共交通機関は使用しないとされている。

また、ＷＨＯでは、感染が疑われる者に対応する人は、マスク等の防護を行う必要があるとしている。

次に感染が疑われる場合の対応例は下記のものが考えられる。

＜感染が疑われる者＞

・発熱などのかぜ症状がある場合、仕事や学校を休み、外出は控える。

・帰国者・接触者相談センター等に相談する。

・帰国者・接触者相談センター等に相談する際の目安は、以下の通りである。

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が４日以上続く場合は必ず相談すること。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談すること。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様。）

＜感染が疑われる者への対応の考え方＞

・体調がすぐれない者が休むことは本人のためになるほか、感染拡大の防止にもつながる大切な行動である。そのためには、企業、社会全体における理解が必要となる。

② 感染者が出た事業所の対応

経団連が取りまとめた「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を踏まえ、感染者が確認された場合、事業所では具体的な対策を行う。

＜従業員の感染が確認された場合＞

・保健所、医療機関の指示に従う。

・感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させることを検討する。

・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」等を踏まえつつ、個人情報保護に配慮して適正に取り扱う。

(https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/)

・オフィス内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。

厚生労働省によれば、手がよく触れるところ、たとえば、ドアノブ、スイッチ、手すり、エレベーターのボタン、コピー機等のボタン、共用で使うものなどについて、消毒用アルコールや界面活性剤を含む住居用洗剤等で定期的な清拭をすることが有効としている。

保健所等の指示に従うものの、同省の示すこの考え方を踏まえ、下記の事例を参考に事業所内で感染者が発生した際の対応を予め決めておく。

＜事例１（オフィス）＞

❶執務室の消毒、ビル管理会社へ建物共用部分（トイレ、エレベータボタン）の消毒依頼

❷消毒中の執務室閉鎖（場合によりビル閉鎖）

❸濃厚接触者の特定（保健所との連携）

❹同じ建物に勤務している社員全員の 14 日間の在宅勤務、または濃厚接触者のみを 14 日間の出社停止

❺消毒が完了したら、支援要員派遣のうえ拠点業務を再開（または別拠点で再開）

＜複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の従業員で感染が確認された場合＞

・保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

③ 感染者が発生した場合の情報公開

感染者が発生した場合の情報公開のあり方や方法を予め決めておく。感染者発生時の情報公開の対応例は下記のとおり。

＜公開情報例＞

❶感染者本人への対応状況

❷濃厚接触者への対応状況

❸その他の従業員への対応状況

❹施設等の消毒状況

❺当該拠点の営業状況 など

＜公開方法＞

・ホームページ掲載

・メールや電話でのご連絡

・口頭での伝達　など

④ 濃厚接触者の判断・特定要領

国立感染症研究所 感染症疫学センター「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」によると、濃厚接触者の定義は以下の通りである。

「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」(「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。)の感染可能期間※に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

①患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者

②適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者

③患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

④その他: 手で触れることの出来る距離(目安として 1 メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と 15 分以上の接触があった者　(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html

※「患者(確定例)の感染可能期間」とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状(以下参照)を呈した 2 日前から入院、自宅や施設等待機開始までの間、とする。

*発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

⑤ 濃厚接触者への対応

ＷＨＯによると、感染者・感染疑い者に対応する場合には、マスクをつける必要があるとの見解が示されている。

国では速やかに感染者を把握する観点から濃厚接触者についても原則検査を行う方針としている。（https://www.mhlw.go.jp/content/000635506.pdf）

このことを踏まえ、濃厚接触者の対応に関しては、14 日間の自宅待機指示、その間、毎日 2 回の検温指示と事業所への報告を指示するが考えられる。

なお、これに関し、感染早期は保健所と連携のもと、決定されることが想定されることに留意。

（4）講演会等イベント開催での対策及び対応

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から、令和 3 年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン（以下、「業種別ガイドライン」という。）遵守徹底に向けた取組強化等について、各業界に要請が出されている。

なお、不動産鑑定業界では、講演会、説明会、分科会等等各種会合、各種教室、入社式等が関係してくることが見込まれる。具体的な対策としては下記の通り。

⑴ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討。（具体的には、❶身体的距離の確保、❷密集の回避、❸飲食制限、❹大声禁止、❺催物前後の行動管理、❻連絡先の把握等を担保する等）

⑵ 大規模なイベントを開催する場合は、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談する。地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応する。

⑶ トイレ、出入口、エレベーター、手すり等共有物等を定期的に消毒する。エアータオルを休止する。

⑷ イベント会場で三密になり得る場所については、以下の点に留意する。

① 入退場時の密集回避（時間差入退場等）

② 休憩時間や待合場所等の密集回避

③ 入場口・トイレ等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施

④ イベント会場で演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を２ｍ確保する。

⑤ イベント会場で演者は原則マスクを着用の上、相互に身体的距離１ｍを確保（マスク非着用の場合は２ｍ）。

⑥ イベント会場での入退場等での混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）。

⑸ イベントでの飲食は、飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食に制限する。また、休憩時間中及びイベント前後の飲食等による感染防止の徹底を図る。

⑹ 会場入場時の検温で発熱しているもの、症状を有している者は、入場出来ない旨、案内の際、必ず明記する。

⑺ イベント参加者の事前予約、あるいは入場時に連絡先の把握を行うこと。また、会場内においては、座席指定、動線確保などの適切な行動管理が行うこと。

⑻ 発表者等、演者については検温等、体調管理を確認のうえ、有症状者は出演・リハーサルを控える。

⑼ 催物を実施するに際しては、以下の点に留意のうえ、対応のための PDCA の体制を構築する。

① イベント前後の感染防止の注意喚起
② 交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起
③ 主催者及び施設管理者において、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP 等で公表

⑽ イベント前後の行動管理としては、以下の点に留意する。
① クラスター発生時、ガイドライン遵守状況・実効性確保等の PDCA が適切に回る仕組みの構築
② イベント主催者による保健所等への協力
③ 関係団体（本会及び士協会等）が必要に応じて、イベント主催者、保健所等とも連携しながら、感染状況等の実態把握に努める。
④ 実態把握を踏まえたガイドラインの適切な見直しを引き続き行っていく。

⑾ 実施するイベントにて、大声での歓声、声援等がなく、食事が伴わずに収容率 50%を超える場合には、以下の点に留意する。(①～⑩の場合、50%未満で実施可能。)
① マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う。
② マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布若しくは販売し、着用率100%を担保する。
③ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う（マスクの着用が前提として、隣席の者が日常会話を話す程度は可)。
④ マスク着用状況の確認並びに大声を出す者がいた場合の注意喚起のため、常時監視のための人員配置やデジタル技術活用によるリアルタイムモニタリング等を行い、守れないものに対して個別に注意等を行う。

なお、詳細については、「来年 2 月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について(12 月 1 日以降のイベント)」(https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1009761.html) などを参照し、適切な感染拡大防止に努める必要がある。

（５）業務継続対策

① 業務の縮小・休止

必要に応じ、業務の縮小・休止を行う。業務の縮小・休止に関する他業界での対応事例は下記のものがあるので参考にしてもらいたい。

- （飲食業）外出自粛要請を受けて休業
- （製造業）工場の稼働停止
- （製造業）必要最低限の人数で工場の操業を継続
- （製造業）製造と物流、支払は継続するが、その他は原則出社禁止
- （製造業）製造ライン停止に伴う製品出荷の停止・遅延
- （航空、鉄道）減便
- （観光業）人員整理を実施
- （小売り）実店舗の在庫不足に伴うネットスーパーの停止
- （小売り）生活必需審売り場のみ継続しその他の売り場は休止
- （保険）コールセンターの規模縮小
- （銀行）店舗、窓口の数を縮小
- （調査・測量・設計）公共工事の一時中止等（行政側では、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者に対して工事又は業務の一時中止や工期延長の意向を確認している場合がある。）

このほか、週休３日制の導入や営業時間の短縮、期間工の新規募集停止、従業員の一時帰休などが考えられる。

② 資金調達

必要に応じ、資金調達を行う。資金調達に関しては、❶補助金、助成金制度の活用、❷金融機関の融資制度の活用が考えられる。

政府・自治体による事業者等への助成については、下記 URL を参照。

（https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200323009/20200323009.html）

なお、本会では、今回の新型コロナウイルス感染症対策に係る国からの情報をホームページに掲載しているが、そこでも国の補助金、助成金制度等に関する情報も掲載しているので併せてお知らせする。

（https://www.fudousan-kanteishi.or.jp/common_covid19）

（6）その他

① 新型コロナウイルス感染症への対応に関わる従業員の給与・休暇等に関する取扱い

下記の厚生労働省の示す情報等を踏まえ、従業員の給与・休暇等に関する取扱いを決めておく。

＜厚生労働省＞

❶労働者が発熱等の風邪症状が見られる際に、休みやすい環境の整備
❷労働者が安心して休むことができるよう収入に配慮した病気休暇制度の整備
❸労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取扱いについては、労使で十分に話し合い、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えること。

また、新型コロナウイルス対応に関する従業員の給与・休暇等の対応事例としては下記の対応が考えられる。

❶濃厚接触者は在宅勤務とするが、業務内容から在宅勤務ができない場合でも出勤扱いとする。
❷従業員の子が通学する学校が臨時休校となり、従業員が出勤できない場合、特別休暇で対応する（通常あまり費消しない休暇、例えば交通途絶休暇等の扱いとする）。
❸緊急事態宣言等による休業に伴う営業中止期間の給与支払
❹緊急事態宣言等の発令された地域において、会社命令で出勤する場合の手当支給
❺休業する保育所の増加に伴い、勤務時間中に子供の面倒を見ることを容認
❻ベビーシッター費用の補助を実施
❼出勤日数に応じた手当を給与に上乗せ

② 健康確保措置

下記の厚生労働省の示す情報等を踏まえ、健康確保措置を励行する

❶疲労蓄積（易感染性）につながるおそれがある長時間の時間外労働等を避ける。
❷一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行うこと。
❸職場において、労働者の日々の健康状態の把握に配意すること。（例：出勤前や出社時等に体温測定を行うなど風邪の症状含め体調を確認する等）

新型コロナウイルス対応に関する従業員の健康確保措置等の対応事例としては、下記の対応が考えられる。

❶チャットツールの導入（社員間のコミュニケーションの円滑化）
❷オンラインを利用した社員の飲み会・ランチ会への手当支給（フラストレーションの解消）

③ 社会貢献

状況が許すのであれば社会貢献活動として、医療機関へのマスクなどの寄贈や手袋、ガウンなどの医療用防護具、水や毛布などの救援物資、人工呼吸器等の医療器具購入のための支援金の拠出等を行う。

なお、本会においても「新型コロナウイルス感染拡大防止活動」への寄附金募集を受け付けているのでご活用いただきたい。

（https://www.fudousan-kanteishi.or.jp/info/news/covid_19_kihukin/）

④ 業務再開に関する方針

緊急事態宣言が解除され、感染が収束する兆候が見られた場合、業務を徐々に再開させていくことになる。他業界での対応事例を参考までに下記に掲載する。

なお、パンデミック（感染症）の完全終息は国民の一定数がウイルスの免疫を獲得した時点であり、それまでは、流行によって業務量が変動することになることから、その点を考慮に入れた対応が求められる。

- （スポーツクラブ、音楽教室、アミューズメント施設などの業種において）休止・自粛していた業務の一部を一定の条件下で再開する。

（条件の例）

- 感染が拡大していない地域の店舗のみ再開
- 感染リスクの低い屋外施設のみ営業を再開

※感染予防策を強化（アルコール消毒液の配置箇所増加、マスク着用徹底など）の対策を行ったうえで再開

⑤ 従業員に対する感染防止策の啓発等

新型コロナウイルス対策を検討する政府の専門家会議が５月４日、新たな感染者数が限定的となった地域で、感染拡大を長期的に防ぐための「新しい生活様式」について具体的例を示した提言を取りまとめた。感染拡大防止の観点から参考にしてもらいたい。

また、経団連が取りまとめた「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」では、「従業員に対する感染防止策の啓発等」に関する考え方をまとめているので、参考にしたい。

・従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。
・このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議等が発表している「人との接触を 8 割減らす 10 のポイント」（下記参照）や「『新しい生活様式』の実践例」（次項参照）、「感染リスクが高まる『5 つの場面』」（14 頁）を周知するなどの取り組みを行う。
・公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないことなどを徹底する。
・患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で差別されることなどがないよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
・発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。
・過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。
・取引先の事業者にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

「新しい生活様式」の実践例

（１）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の３つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

□人との間隔は、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）空ける。
□遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
□会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
□外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
□家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
□手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※　高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

□感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
□帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
□発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
□地域の感染状況に注意する。

（２）日常生活を営む上での基本的生活様式

□まめに手洗い・手指消毒　□咳エチケットの徹底　□こまめに換気
□身体的距離の確保　□「３密」の回避（密集、密接、密閉）
□ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

（３）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

□通販も利用
□１人または少人数ですいた時間に
□電子決済の利用
□計画をたてて素早く済ます
□サンプルなど展示品への接触は控えめに
□レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

□公園はすいた時間、場所を選ぶ
□筋トレやヨガは自宅で動画を活用
□ジョギングは少人数で
□すれ違うときは距離をとるマナー
□予約制を利用してゆったりと
□狭い部屋での長居は無用
□歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

□会話は控えめに
□混んでいる時間帯は避けて
□徒歩や自転車利用も併用する

食事

□持ち帰りや出前、デリバリーも
□屋外空間で気持ちよく
□大皿は避けて、料理は個々に
□対面ではなく横並びで座ろう
□料理に集中、おしゃべりは控えめに
□お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

□多人数での会食は避けて
□発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（４）働き方の新しいスタイル

□テレワークやローテーション勤務　□時差通勤でゆったりと　□オフィスはひろびろと
□会議はオンライン　□名刺交換はオンライン　□対面での打合せは換気とマスク

※　業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

⑥ 「新しい生活様式」に則った不動産鑑定業者の実践例（各場面別）

【勤務・通勤形態】

- テレワーク（在宅勤務)、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務)、変形労働時間制、週休３日制等、様々な勤務形態の検討を図り、通勤頻度を減少し、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- 自家用車・自転車で通勤できる従業員には、交通事故の防止に留意しつつこれを承認することも考えられる。

【事務所等での勤務】

- 飛沫感染防止のため、座席配置をできる限り２メートルを目安に、一定の距離（ソーシャルディスタンス）を保てるよう、オフィスレイアウトを変更する。
- 従業員に対し、始業時、外出からの帰社時を含め、定期的な手洗いを徹底する。必要に応じて手指消毒液を配置する。
- 従業員に対し、勤務中、マスク着用を義務付ける。
- 窓が開く場合、1 時間に２回以上、窓を開け換気する（機械換気の場合を除く)。
- 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- 人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- 会議やイベントはオンラインで行うことも検討する。
- 会議を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。また、椅子を減らしたり、机等に印をつけたりする等、近距離や対面に座らないように工夫する。
- 作業・打合せ時のマスク着用等、対処方針を踏まえた対策の徹底を図る。

【現地調査・役所調査・顧客訪問等】

- 現地調査・役所調査・顧客訪問等は公共交通機関のラッシュの時間帯を避ける等、密なる状況に近づかないようにする。
- 出張は、地域の感染状況に注意し、不急の場合は見合わせる。
- 外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- 現地調査等（内覧含む）で関係者との打ち合わせ・ヒアリングは電話等非対面でできるだけ事前に確認し、対面で行う場合もマスクの着用を徹底し、できるだけ短時間となるよう工夫する。